
相続財産

清算人選任事件手続案内シート

札幌家庭裁判所



相続人のあることが明らかでないときに、被相続人（亡くなった方）の財産（相続財産）に清算人を選任した後、相続人を捜索しつつ、相続財産を管理・清算（不動産の売却、債務の弁済等）し、もし相続人が現れない場合には、これを特別縁故者（被相続人と生計を同じくしていた方、被相続人の療養看護に努めた方やその他特別な縁故があった方）に分与するなどして、最終的には国に引き継ぐための制度です。

このような場合に相続財産清算人が必要になります

- ① 被相続人を債務者とする債権を相続財産から回収したい場合
（被相続人にお金を貸していたなど）
- ② 自身の不動産に被相続人を債権者とする登記があり抹消したい場合
- ③ 被相続人から財産を預かっていた場合
- ④ 相続財産である不動産からの落雪で自分の家に被害があるなど、当該不動産を処分したい方

※ これら以外にも相続財産清算人が必要となる様々なケースがあります。

相続財産清算人にはこのような権限があります

相続財産清算人は、相続財産法人の代表者とされ、「権限の定めのない代理人」と同様の権限を有することになります。

したがって、管理する財産の保存行為、管理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内での利用改良行為の各権限を超える行為をするには、家庭裁判所に対し「権限外行為許可の申立て」を行い、あらかじめ許可を得た上で行う必要があります。

ただし、相続財産の清算については民法957条2項に定める範囲であれば家庭裁判所の許可なく相続債権者・受遺者への弁済、弁済のための相続財産の競売などをすることができます。

注意！

※ 申立人が清算人候補者を立てることは可能ですが（申立書に「清算人候補者」記載欄があります）、必ずしもその候補者が選任されるとは限りません。管理財産の規模、予想される清算人の業務に応じて、裁判所が最も適任と考える者を選任します。

民法953、28、103

民法957Ⅱ、929、931、932本文、935、民執法195

【関係法令】

家事事件手続法別表第一の99

民法951～959

家事事件手続法203～208

家事規則109～112

Q & A

Q. 申立人となり得る人は「被相続人との間で法律上の利害関係を有する者」とのことですが、具体的にどのような人があたるのでしょうか？

A. 例として、以下の者が「法律上の利害関係を有する者」といえます。

- ① 被相続人を債務者とする債権がある方(被相続人にお金を貸していたなど)
- ② 自身の不動産に被相続人を債権者とする登記がある方
- ③ 被相続人から財産を預かっていた方
- ④ 相続財産(動産・不動産)からの落雪等で自身の財産に被害がある方

Q. 債権者なのですが、弁済を受けられますか？

A. 必ずしも弁済を受けられるとは限りません。

あなた以外の債権者がいる場合、原則として相続財産は債権額に応じて分配されます。また、一部債権者(国・地方自治体や担保権者)には優先して弁済される場合もありますので、確実に弁済を受けられるかどうかは分かりません。

Q. 特別縁故者なのですが、分与を受けられますか？

A. 必ずしも分与を受けられるとは限りません。

特別縁故者に分与されるのは、債権者への弁済が終わり、それでも相続財産が残っていた場合になります。また、財産が残っていたとしても、その段階で①特別縁故者に該当するか、②分与の額、について裁判所の審査を受けることとなりますので、確実に分与を受けられるかどうかは分かりません。

Q. 全ての手続きが終わるまでにどれくらいの期間がかかりますか？

A. 事案によって大きく異なります。

相続財産が預金や現金だけであつ負債が多い場合には、半年程度で手続きが終わる場合もありますが、相続財産清算人が不動産を売却する必要がある場合や、訴訟追行の必要がある場合などは、数年かかる場合もあります。

Q. 費用はどれくらいかかりますか？

A. 以下の費用が必要となります。

- ① 予納金(管理予定財産から清算人報酬が見込めない場合には、申立て後、相続財産清算人の行う業務に照らして、裁判官がその金額を決定します。)
- ② 官報公告料5075円(上記①予納金と一緒に納めていただきます。)
- ③ 申立手数料800円(収入印紙を申立書に貼付)
- ④ 郵便切手1982円
(内訳 500円×2枚、100円×2枚、84円×8枚、10円×10枚、1円×10枚)

なお、相続人を確定する必要がありますので、被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの戸籍と被相続人から相続人の現在の戸籍につながる戸籍が必要になります。

申立てにあたって・・・

【memo】

【申立前に確認してください！】

相続人が本当にいますか？（第三順位の相続人まですべての戸籍を確認しましたか？）

Check!

- 管轄：被相続人が亡くなった場所を管轄する裁判所
- 申立人：利害関係人（法律上の利害関係）または検察官
- 申立手数料：収入印紙800円
- 郵便切手：合計1982円
（内訳 500円×2枚、100円×2枚、84円×8枚、10円×10枚、1円×10枚）
- 申立てに必要な書類

- 申立書1通（定型書式あり）

【申立人関係】

- 被相続人との利害関係を明らかにする書類
- 申立人が法人・社団の場合は申立人の資格証明書（登記事項証明書、組合規約、議事録など）

【被相続人関係】

- 戸籍附票（又は住民票）の除票

【相続人関係】

- 法定相続人を確定させるための戸籍（戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍謄本）
- 遺言書がある場合は遺言書の写し
- 上記全ての相続人（包括受遺者も含む）の相続放棄の申述受理証明書（又は受理通知）

【相続財産清算人候補者関係】

- 住民票（又は戸籍附票）

【相続財産関係】

- 不動産の全部記載事項証明書、固定資産税評価額証明書（又は納税通知書の該当箇所）、車検証写し、生命保険証券写し、預金通帳写し、賃貸借契約書写し、借用書写し、その他相続財産（負債を含む）を明らかにする書類

※ 事案によって上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

※ 提出した書類は原則としてお返しできませんので、ご自分の控えを作成しておくことをお勧めします。

家事事件手続法203①、民法952I
家事事件手続法31、民訴費用法3I、同法別表第一の15

※提出いただく戸籍謄本等は発行から3か月以内のものを提出してください。

相続財産清算人選任手続の一般的な流れ

(令和5年4月1日以降の選任)

